

## 津野町生ごみ処理容器購入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津野町補助金交付規則（平成17年津野町規則第36号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、津野町生ごみ処理容器購入事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 津野町民（以下「町民」という。）のごみに対する分別意識を高め、生ごみの減量化推進及び堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理容器（以下「容器」という。）の購入費の一部を予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象処理容器)

第3条 補助金の交付の対象となる容器は、生ごみを微生物によって自然分解し処理するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をみたす者とする。

- (1) 津野町の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 前号の居住地において容器を設置し、適正に維持管理ができる者であること。
- (3) 当該容器による堆肥化物を適正に自家処理できる者であること。
- (4) 町税及び使用料等を滞納していない者であること。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は生ごみ処理容器の購入に要する経費とし、予算の範囲内で補助するものとする。

2 補助金額は、1基につき5,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理容器購入事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に補助の対象となる容器の購入に係る見積書その他必要な書類を添えて、津野町長（以下「町長」という。）に申請するものとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、生ごみ処理容器購入事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を決定するに当たっては、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、補助金を交付しないこと等、暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならない。また、町長は補助金の交付決定に際し、必要な条件を

付することができる。

- (1) 暴力団等（津野町暴力団排除条例（平成23年津野町条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第5条第2項の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年津野町規則第17号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者であるとき。

3 町長は、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、生ごみ処理容器購入事業費補助金交付申請却下決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を決定した後、生ごみ処理容器購入事業費補助金交付請求書（別記様式第4号）による申請者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（協力義務）

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、容器を有効に活用し、生ごみの有効利用とごみの減量化に努めるものとする。

（調査又は指導）

第10条 町長は、受給者に対し、容器の設置及び管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

（決定の取消及び補助金の返還）

第11条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部の取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められたとき。

（指定販売業者）

第12条 町長は、販売業者が次に掲げる要件を満たしていると認められるときは、指定販売業者として取り扱うものとする。

- (1) 容器を販売できること。
- (2) 容器の設置及び使用方法についての説明、指導ができること。
- (3) 補助金交付についての事務に協力できること。
- (4) その他町長が必要と認める要件を備えていること。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。